

平成二十七年四月十日発行
皇學館論叢第四十八卷第二号 抜刷

延暦十三年の「南海地震」に関する一反証

—「震死」の語意をめぐって—

砥
山
洗
一

延暦十三年の「南海地震」に関する一反証

―「震死」の語意をめぐって―

砥山 洗一

□ 要 旨

今津勝紀氏によってその存在が提唱された平安京遷都直前の延暦十三年（七九四）七月十日の巨大地震は、その説が根拠とする史料について氏の誤読が見られる。

六国史全体を通じ、地震発生に伴う死亡記事での死の表記には、今津氏が示した『日本後紀』逸文の延暦十三年七月十日条にある「震死」という語句は使われておらず、「圧死」や「溺死」などが多く用いられている。国語的にも「震死」は一般的に落雷による死亡を表す語彙であり、六国史で「震死」が使われているのも、全て落雷記事においてであった。また、今津説の『日本後紀』延暦十三年七月十日条の記事は、『類聚国史』の地震の項目中に採録されておらず、菅原道真も地震であるとは見做さなかったものであると考えられる。

これらの点より、平安京遷都直前の巨大地震説は完全な誤解であると結論付けられる。

□ キーワード

延暦十三年 南海地震 地震による死亡 震死 今津勝紀氏

はじめに

古代において発生した南海トラフ沿いの地震に関し、天武天皇十三年（六八四）の「白鳳地震」^(一)から仁和三年（八八七）の「仁和地震」^(二)までの二百余年間には、これまで史料上巨大地震は確認されていない。しかし平成二十四年（二〇二二）四月十七日、その期間の中頃にあたる延暦十三年（七九四）七月十日に未知の巨大地震が発生していたことが今津勝紀氏の史料調査により明らかとなった、と伝えるニュースが報じられた^(三)。

発表当時は東北地方太平洋沖地震発生から一年余という時期もあつて注目もされたが、その学術上の内容については、当初より疑念を抱かざるを得ない点多かった。それについては既に石橋克彦氏の『南海トラフ巨大地震―歴史・科学・社会』^(四)（岩波書店、平成二十六年三月）内のコラムにおいても論じられており、今津氏の示す史料が巨大地震のものであった可能性は低いことが指摘されている。石橋氏の指摘については基本的に賛同するところであるが、古代史の史料という観点から見ると未だ付言しておくべき点も若干残されているように思われる。本稿は、そのような延暦十三年の巨大地震説に対する幾許かの反証を補足的に試みるものである。

一、延暦十三年巨大地震説

まず報道された今津氏の説について確認したい。平成二十四年四月十七日、今津勝紀氏の調査によって延暦十三年に南海地震と見られる未知の巨大地震が起こつていたことが確認されたと新聞各社が報じた。各社の記事は、今津氏

の所属する岡山大学が定期的に発表しているプレスリリースの内、同日付発表の氏のリリース内容に基本的に沿ったものであった。これは該大学のウェブページにある広報の記者発表情報内でも、他の多くのプレスリリース同様に公開されており確認出来るものであるが、検証の為に以下にその内容を引用する。^五

七九四年に発生した未知の巨大地震を確認

〈概要〉

- ・ 延暦十三（七九四）年七月十日（旧暦）に未知の巨大地震が発生していたことを確認
- ・ 震源は明示されていないが、直後に四国を一周していた南海道が廃止されており、これが南海地震であった可能性を示す
- ・ 地震の規模は昭和南海地震クラスと推定される

〈本文〉

- ・ 延暦十三年七月十日に未知の地震が発生していたことを確認しました。
- ・ 従来の歴史地震のカタログ（宇佐美龍夫『新編日本被害地震総覧（増補改訂版）』東京大学出版会、一九九六年）に載っていない地震です。
- ・ 南海地震は、慶長九年（一六〇五）以降、平均一・一四年間隔で発生していますが、これまで、古代の南海地震は天武十三年（六八四）と仁和三年（八八七）が知られているのみで、その発生間隔は二〇三年でした。
- ・ 天武十三年と仁和三年の中間にあたる延暦年間のことを記載した歴史書『日本後紀』は全四十巻のうち十巻のみが現存し、詳細な記録が残っていません。『類聚国史』と『日本紀略』に略文が残されており、『日本紀略』を精査したところ延暦十三年七月十日条に「宮中並びに京畿官舎及び人家震う。或いは震死する者あり」

との記述があり、この年の九月にかけて連続して地震が発生していたことがわかりました。

・震源は不明ですが、延暦十五年には四国を一周していた南海道のうち、阿波（徳島）・土佐（高知）・伊予（愛媛）の海岸部を通っていた道路が廃止されており、この措置が地震と関連する可能性が考えられます。

・地震の規模は、仁和三年地震が巨大であるので、応力の蓄積を考えると、少し小型の昭和南海地震クラスかと推定されます。

・二〇一二年三月三日 第二十八回条里制・古代都市研究会にて発表済み（於：奈良文化財研究所）

また、同記者発表の添付資料として、上掲引用文内にもある「第二十八回条里制・古代都市研究大会」における氏の発表「仁和三年の南海地震と平安京社会」のレジュメも挙げられているが、そこでも「延暦十三年七月庚辰（10）◆震于宮中并京畿官舎及人家。或有震死者。（『日本紀略』）」と前掲の史料が示され、「※延暦十三年に未知の地震が存在したことは確実。地震カタログに立項されていない地震」と結論付けられている。

このとき発表された今津氏の仮説の要点をまとめれば、以下の三つとなる。

1、南海地震の周期性は近世以降平均一四年間隔の発生であるが、古代の南海地震として知られる天武十三年と仁和三年の地震の間には二〇三年間の開きがある（両年の中頃に巨大地震発生の可能性を示唆）。

2、『日本紀略』にある『日本後紀』逸文の延暦十三年七月庚辰条「震于宮中并京畿官舎及人家。或有震死者。」は震災記事であり、従来それとは認識されていなかった。

3、延暦十五年（七九六）に南海道の一部が廃止されたのは、当該地震に関係した措置と考えられる。

この仮説で特に重要となる部分は、『日本後紀』逸文の延暦十三年七月庚辰条であることは論を俟たない。

延暦十三年七月の巨大地震説については、保立道久氏が『歴史のなかの大地動乱―奈良・平安の地震と天皇』（岩

延暦十三年の南海地震に関する一反証（砥山）

波書店、平成二十四年八月）において、平安京遷都怨霊原因説に関連させ「(皇太子妃藤原帯子急逝の翌々月に)長岡京を地震が直撃して死者がでている。この長岡京地震は(中略)怨霊早良の引き起こしたものと疑われたに違いない」と断言し、年表にも「長岡京地震」と挙げ、当時の政局への意義を見出されている。^(六)

さらに、今津説と直接的な関係は無いものの、『日本後紀(上) 全現代語訳』(森田悌著、講談社、平成十八年十月)でも延暦十三年七月庚辰(十日)条は、「宮中と京・畿内の官舎および人家が地震により揺動した。この地震により死亡した者がいた。」^(七)と、震災記事として訳されており、今津氏の仮説を担保していると言えよう。

一方で磯田道史氏は『天災から日本史を読みなおす』(中央公論新社、平成二十六年十一月)で今津説に対し、「これが本当なら、二〇〇年などという間隔をあげることなく、南海トラフは必ず動いていることになる」と取り上げながらも、石橋氏や本稿で行うような反論があることにも言及して、自身では「今のところ、よくわからない」と見解を保留にされている。^(八)

上記のように一部の専門書においても延暦十三年の巨大地震発生を認めている状況にあるが、後述の通りその仮説は全くの誤りであるとしか判じられない。これについては前掲『南海トラフ巨大地震』においても既に指摘されている(また『天災から日本史を読みなおす』もその指摘に言及している)ことなので重複するが、当問題の重要な所は、同年の巨大地震の有無ではなく、史料を震災記事に位置付ける際の理由と「震災」という語の解釈であり、延いては六国史全体を通じた記事の解釈にも関わってくるということである。そこで、以下に石橋氏の反論を補強する意も籠め、当該史料が凡そ震災記事とは考えられない根拠につき臆見を述べてみたい。

二、六国史の地震における死亡表現と「震死」という語句

まず、六国史中における震災時の死亡の表し方について、確実に地震について言及したものと判断出来る記事から確かめたい。以下に主立ったものを掲げる（傍線は引用者）。

- ① 『日本書紀』 卷第廿九 天武天皇十三年（六八四）十月壬辰条^(九)
壬辰。速_レ于人定_二大地震_一。（中略）由_レ是人民及六畜多死_レ傷_レ之_一。（後略）
- ② 『続日本紀』 卷第十一 天平六年（七三四）四月戊戌条^(一〇)
戊戌。地大震。壞_二天下百姓廬舍_一。壓死者多。山崩川壅。地往々圻裂不_レ可_二勝數_一。
- ③ 『続日本紀』 卷第十五 天平十六年（七四四）五月庚戌条^(一一)
五月庚戌。肥後國雷雨地震。（中略）有_二壓死人冊餘人_一。並加_二賑恤_一。
- ④ 『日本後紀』 卷第廿七逸文 弘仁九年（八一八）七月条（『類聚国史』 卷第百七十一 災異五）^(一二)
九年七月。相摸。武藏。下總。常陸。上野。下野等國地震。山崩谷埋數里。壓死百姓不_レ加_二勝計_一。
- ⑤ 『日本後紀』 卷第卅八逸文 天長七年（八三〇）正月癸卯条（『類聚国史』 卷第百七十一 災異五）^(一三)
癸卯。出羽國驛傳奏云。鎮秋田城國司正六位上行介藤原朝臣行則今月三日酉時牒傳。今日辰刻。大地震動。響如_二雷霆_一。登時城郭官舍并四天王寺丈六佛像。四王堂舍等。皆悉顛倒。城内屋仆。擊_二死百姓十五人_一。支體折損之類一百餘人也。（後略）
- ⑥ 『日本文徳天皇実録』 卷第二 嘉祥三年（八五〇）十月庚申条^(一四)
延暦十三年の、南海地震、に関する一反証（祇山）

庚申。出羽國言上。地大震裂。山谷易_レ處。壓_レ死者衆。

⑦『日本三代実録』卷第七 貞觀五年（八六三）六月十七日戊申条（一五）

十七日戊申。越中。越後等國地大震。陵谷易_レ處。水泉涌出。壞_二民廬舍_一。壓_レ死者衆。自_レ此以後。每日常震。

⑧『日本三代実録』卷第十六 貞觀十一年（八六九）五月廿六日癸未条（一六）

廿六日癸未。陸奥國地大震動。流光如_レ晝隱映。頃之。人民叫呼。伏不_レ能_レ起。或屋_レ仆壓_レ死。或地裂埋_レ殪。（中略）海口哮吼。聲似_二雷霆_一。驚濤涌潮。汜洄漲長。忽至_二城下_一。去_レ海數_二百里_一。浩々不_レ弁_二其涯_一。原野道路。惣爲_二滄溟_一。乘_レ船不_レ遑。登_レ山難_レ及。溺_レ死者千許。資產苗稼。殆無_二孑遺_一焉。（一七）

⑨『日本三代実録』卷第卅四 元慶二年（八七八）九月廿九日辛酉条（一七）

廿九日辛酉。夜。地震。」是日。關東諸國地大震裂。相摸武藏特爲_二尤甚_一。其後五六日。震動未_レ止。公私屋舍一無_二全者_一。或地窪陷。往還不_レ通。百姓壓_レ死不_レ可_二勝計_一。（一八）

⑩『日本三代実録』卷第五十 仁和三年（八八七）七月卅日辛丑条（一八）

卅日辛丑。申時地大震動。經_二歷數尅_一。（中略）諸司倉屋及東西京廬舍。往々顛覆。壓_レ斃者衆。或有_二失神頓死者_一。亥時亦震三度。五畿内七道諸國同日大震。官舍多損。海潮漲_レ陸。溺_レ死者不_レ可_二勝計_一。其中撰津國尤甚。

このように六国史では、地震による死亡についてはその死の状況を説明した表記であり、中でも「_{（一九）}圧死」がかなり多く用いられている。それと同時に、「震死」の使われている例が全く見当たらないことも一目瞭然であり、またそれぞれの記事には、ほぼ必ず「地」の文字が使われていることにも注目されよう。

では逆に、六国史で「震死」の単語が使われるのはどのような場合であるのか、本稿で問題としている『日本後紀』逸文の延暦十三年七月庚辰条以外の記事を見てみよう。こちらは用例が少ないので、管見の及ぶ限り全ての記事掲げ(傍線は引用者)。

①『続日本紀』卷第十 天平二年(七三〇) 六月壬午条^(一一)

壬午。雷雨。神祇官屋災。往々人畜震死。

②『続日本紀』卷第卅七 延暦元年(七八二) 七月甲申条^(一二)

秋七月甲申。雷雨。大藏東長藏災。内厩寮馬二疋震死。

③『日本後紀』卷第廿四 弘仁六年(八一五) 六月癸亥条^(一三)

(前略)是日。山城國乙訓郡物集。國背兩鄉雷風。壞百姓廬舍。人或被震死。先是。有大蛇入人屋。

即煞之。未幾其人被震。

④『続日本後紀』卷第七 承和五年(八三八) 八月己亥条^(一四)

己亥。霹靂於監物前柳樹。往還人休于樹下。一男震死。一女傷脛。一童纒存。一女無恙。

⑤『日本文德天皇実録』卷第十 天安二年(八五八) 六月丙申条^(一五)

丙申。和泉國言。霹靂破官舍六十餘宇。民室屋卅宇。被震死者二人。傷支體者三人。拔折十圍木。

十九株。殘廢田苗廿許町。

⑥『日本三代実録』卷第廿 貞觀十三年(八七二) 八月十一日乙酉条^(一六)

十一日乙酉。雷雨。東京有_レ人震死。

⑦『日本三代実録』卷第廿五 貞觀十六年(八七四) 六月十四日庚午条^(一七)

延暦十三年の_レ南海地震に関する一反証(砥山)

庚午十四日。(中略) 是日雷雨。東京牛震死。

⑧ 『日本三代実録』卷第卅四 元慶二年(八七八) 九月廿八日庚辰(二八)

廿八日庚辰。紀伊國司言。今月廿六日亥時。風雨晦暝。雷電激發。震_二於國府廳事及學校并舍屋_一。被_レ破_二官舍廿一字。縁邊百姓卅三家_一。(中略) 掾利永男女各一人。國掌漢人貞魚合三人震死_{支解}。大木倒仆者先餘株。

⑨ 『日本三代実録』卷第四十九 仁和二年(八八六) 四月廿日己巳(二九)

廿日己巳。(中略) 是日。雷雨。諸衛陣_二於殿前_一。有_二路女避_レ雨。隱_二立東京三條前近江大目臺助範宅_一。忽然震死。

⑩ 『日本三代実録』卷第五十 仁和三年(八八七) 六月廿九日辛未晦(三〇)

廿九日辛未晦。太政大臣侍_二殿上_一。納言參議侍_二仗下_一。忽有_レ雷大鳴。諸衛陣_二於殿前_一。(中略) 是日。右近衛少監正六位上在原朝臣遠瞻。在_二致仕中納言在原朝臣行平鴨河邊第一震死_一。(後略)

以上からも、六国史において「震死」という語句は地震ではなく、悉く落雷に関する記事の中で用いられる単語であることが明らかである。上記「震死」史料全てにおいて、実は同時に地震も発生しており、しかしその地震に関しては死亡被害以外の発生の事実や災害等に関する記録は一切残していないという至極不自然な状況でも想定しない限り、六国史の「震死」は、本来の意味通り雷に関係する語句であると判断するのが妥当であろう。(三一)

石橋氏は、『日本紀略』は「地震ちぶう」とは書いて「おらず、「これは地震ではなくて雷だった可能性が高い」もので、また「当時から雷と認識されていたと思われ」と、(三二)当該延暦十三年の史料が南海地震の震災記事であることを否定しつつ、しかし行間には僅かながら地震の可能性が残されていることにも含みを持たせられている。磯田氏も前掲の通り、「よくわからない」という明言を避けた評である。

確かに可能性だけであれば「無い」とは言い切れない。けれども、延暦十三年七月十日の記事と同種の史料（『日本三代実録』元慶二年九月廿八日条の「震_二於國府廳事及學校并舍屋」に至っては文の構造も同じ）が、同じ『日本後紀』はもとより六国史全体を通じて遍く落雷による死亡を伝える記事である以上、該史料を震災記事とし、その記事の「震死」だけが地震死であったとするのは、かなり無理のある仮説ではないだろうか。

三、『類聚国史』を用いた検証

また上記駁論に加え、『日本後紀』逸文の出典の一つとなっている『類聚国史』からも検証してみたい。

前提として、巨大地震であると限定さえしなければ、延暦十三年に地震そのものが起きていたことは確かである。それは本稿で問題としている史料以外に、同年中の地震記事が確認される為である。

現在管見で確認し得る『日本後紀』延暦十三年中の地震記事（逸文）は、正月己丑（十五日）条、六月甲寅（十三日）条、九月辛未朔条、同月壬申（二日）条の四件であり、いずれもただ「地震」とのみ記載されている。これら四件の逸文記事は、いずれも『類聚国史』巻第一百七十一「災異部五「地震」」の項目を典拠としているものである（六月甲寅条は『日本紀略』も同時に典拠としている）。

一方で、本稿が問題視する同年七月庚辰条の典拠は『日本紀略』のみである。前述の石橋氏『南海トラフ巨大地震』でも指摘されているが、『類聚国史』の当該箇所(註)を見ても同日の記事は採録されていない。

『類聚国史』の史料な性格を考え合わせれば、仮に地震であったのであれば死者などの被害の様子まで伝えている延暦十三年七月庚辰条を取って外す合理的な理由は見当たらない。保立説のように、早良親王の怨霊とその為の平

安京遷都にまで関わっていたのであれば尚のことである。編纂の際に見落とされたか、あるいは『類聚国史』からそこだけ散逸したかのいずれかでないとすれば、逆説的に、同史料は『類聚国史』編者の菅原道真も地震のことなどは見做さなかった記事であるとも言えるのではないだろうか。^(三三)

おわりに

以上、蛇足的ではあったが、本稿では延暦十三年の地震につき、『日本後紀』逸文の七月庚辰条に限って言えば、それは十中八九、震災記事ではなく落雷記事であることの論証を述べてきた。

六国史においては、地震の死亡記録は基本的に「圧死」や「溺死」等の具体的な状況を記しており、地震が齎した死^二「震死」などという漠然とした表記ではない。そもそも「震死」は、六国史中においては悉く落雷被害の際に用いられている語句である。

勿論、延暦十三年には規模不明ながらも地震の記録は残されており、本稿は同年の地震発生自体を否定するものではなく、今後の地球科学分野の調査等によってそれが南海トラフにおける巨大地震であったことが実証されることもあるかもしれない。しかし、今津氏がその根拠に挙げた『日本後紀』逸文については、本稿のような反証が可能であり、それに基づく同年の巨大地震説については完全な誤解であると結論付けて良いであろう。

さらに氏は、延暦十五年（七九六）の南海道一部廃止と、仮説の巨大地震を結び付けて論じられているが、『日本後紀』を典故とする『日本後紀』巻第四逸文の延暦十五年二月丁亥条はそれについて「南海道驛路迴遠。使令難^レ通。因廢^二舊路^一通^二新道^一。」と記している。経路の変更は驛路が遠回りで通行に不便であるからと明記されており、敢え

て書かれていない地震にまで付け替えの理由を求めるのは些か穿ち過ぎではなからうか。実際それ以前にも南海道は、養老二年（七一八）に土佐国が「公私使直指_二土左_一。而其道經_二伊与國_一。行程迂遠。山谷險難。但阿波國。境土相接。往還甚易。請就_二此國_一。以爲_二通路_一。」と要望している。^(三六)延暦十五年の経路変更も、翌延暦十六年（七九七）正月に「廢_二阿波國驛家_一□。伊豫國十一。土左國十二。新置_二土左國吾椅舟川_一驛。」^(三七)とされて、四国の海道が地震とは無関係に未整備な段階であったことを物語っている。

また今回敢えて検証はしなかったが、本稿で問題とした史料の記事前段「震_二于宮中并京畿官舍及人家_一」に対する今津氏（そして恐らく森田氏も）の訓読は、「于」という前置詞（置き字）が使われているにも拘わらずそれ以降の「宮中并京畿官舍及人家」を主語としていると解され、その為に該史料を地震記事と誤認したものと推察される。この訓読が誤りであることは言うまでもない。

註

- (一) 『日本書紀』卷第廿九 天武天皇十三年十月壬辰条「連_二于人定_一大地震。舉_レ國男女叫唱不_レ知_二東西_一。則山崩河涌。諸國郡官舍及百姓倉屋。寺塔。神社。破壞之類不_レ可_レ勝數。由_レ是人民及六畜多死傷之。時伊豫湯泉沒而不_レ出。土左國田苑五十餘萬頃。沒爲_レ海。古老曰。若_レ是地動・未_レ曾有_二也_一。」（『新訂増補國史大系 第一卷下 日本書紀 後篇』三三七頁）
- (二) 『日本三代実録』卷第五十 仁和三年七月卅日辛丑条「申時大地震動。經_二歴數尅_一。震猶不_レ止。天皇出_二仁壽殿_一。御_二紫震殿南庭_一。命_二大藏省_一。立_二三七丈帳_一。爲_二御在所_一。諸司倉屋及東西京廬舍。往々顛覆。壓煞者衆。或有_二失神頓死者_一。亥時亦震三度。五畿内七道諸國同日大震。官舍多損。海潮漲_レ陸。溺死者不_レ可_二勝計_一。其中摂津國尤甚。」（『新訂増補國史大系 第四卷 日本三代實録』六三七頁）

延暦十三年の南海地震_レに関する一反証（砥山）

(三) 「毎日新聞」二〇二二年四月十七日(火) 十九時二十六分ウェブ配信記事等。尚、同紙の他に「読売新聞」等も配信、紙面では翌十八日にそれぞれ掲載されている。

(四) 同書九三〜九四頁

(五) 岡山大学平成二十四年度記者発表情報 (http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/press_info_24.html) より(平成二十七年三月現在閲覧)。但し、縦書きに改める際に算用数字は漢数字とし、また問い合わせ先や罫線等は省略している。

(六) 同書四八頁、五一頁

もっとも参考文献等には今津氏のプレスリリースの件などについて触れられておらず、今津説を取り入れたのか、それとは別に同じ仮説に行き着いたのかは不明である。

(七) 同書六三頁

(八) 同書七八〜七九頁

但し、同書は『朝日新聞』の「be」に連載されていた「磯田道史の備える歴史学」(平成二十五年四月六日〜平成二十六年九月二十七日)を加筆修正して書籍化したもので、初出の同連載平成二十五年四月六日付の記事では、「岡山大学の今津勝紀准教授が『日本紀略』の記述から平安遷都直前の794(延暦13)年の7月10日に南海トラフが動いたらしいことをみつけた。(中略)これで200年などという間隔をあけることなく、南海トラフは必ず動いていることがはっきりしてきた」と、今津説が肯定的に紹介されている。訂正されたのは、前掲『南海トラフ巨大地震』などを受けてのものと推察される。

(九) 前出註(一)史料に同じ

(一〇) 『新訂増補國史大系 第二卷 續日本紀』一三三頁

(一一) 同右 一七七頁

- (二二) 『新訂増補國史大系 第六卷 類聚國史 後篇』一五九頁
- (二三) 同右 一六二頁
- (二四) 『新訂増補國史大系 第三卷 日本後紀・續日本後紀・日本文徳天皇實錄』二二頁
- (二五) 『新訂増補國史大系 第四卷 日本三代實錄』一一三頁
- (二六) 同右 二四八頁
- (二七) 同右 四三八頁
- (二八) 前出註(二) 史料に同じ
- (二九) その他にも詔勅などで、「庄没」や「庄亡」等の表現が見られる。
- (三〇) 『日本書紀』卷第廿六の齊明天皇七年五月丁巳条に引かれる「伊吉連博徳書」の記事は、あくまでも引用文であるためここでは扱わない。
- (三一) 前出新訂増補國史大系本 一一三頁
- (三二) 同右 四八六頁
- (三三) 前出新訂増補國史大系本 一三三頁
- (三四) 同右 七八頁
- (三五) 同右 一一七頁
- (三六) 前出新訂増補國史大系本 二九二頁
- (三七) 同右 三四三頁
- (三八) 同右 四三八頁

延暦十三年の南海地震に関する一反証(砥山)

(二九) 同右 六〇八頁

(三〇) 同右 六三六頁

(三一) 現代の日本語では「震源」や「震度」、「震災」など、「震」の字は地震に関する熟語に使われることが多い漢字である。しかし「震」という文字の第一義は「はげしいかみなり」(『大漢和辞典』)である。その字源も、二枚貝が開いてびりびりとふるえる肉が見える様子を描いた象形文字である「辰」(兼音符)に、気象を表す雨冠が合わさったもので、本義としては「びりびりとふるえる雷」のことである。また辞書的な意味でも、「震死」とは「雷にうたれて死ぬこと。また、感電して死ぬこと」(『日本国語大辞典』第二版)である。

(三二) 前掲『南海トラフ巨大地震』九四頁

(三三) 前出新訂増補國史大系本 一五九頁

(三四) なお、『類聚国史』では散逸の為か雷に関して立項されている箇所が見られず、延暦十三年七月庚辰条が『類聚国史』の中で雷の項目に分類されていたのかは不明である。

(三五) 『日本紀略』前篇十三 延暦十五年二月丁亥条(『新訂増補國史大系 第十卷 日本紀略 前篇』二六九頁)

(三六) 『続日本紀』卷第八 養老二年五月庚子条(前出新訂増補國史大系本 七四頁)

(三七) 『日本後紀』卷第五 延暦十六年正月甲寅条(前出新訂増補國史大系本 九頁)

(とやま こういち・団体職員)